○外務省令第一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月八日

外務大臣　河野　太郎

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	インド インド・ルピー	インドネシア ルピア	カンボジア リエル	シンガポール シンガポール・ドル	スリランカ スリランカ・ルピー	タイ バーツ	大韓民国 ウォン	中華人民共和国 元	中華人民共和国（香港特別行政区） 香港・ドル	ネパール ネパール・ルピー	パキスタン パキスタン・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	3,500	730,000	210,000	70	8,260	1,670	57,000	335	410	5,590	5,880
3から12まで	削除											
13	一般入国査証	1,840	380,000	110,000	37	4,350	880	30,000	200	210	2,940	3,090
14	数次入国査証	3,680	770,000	220,000	73	8,700	1,750	60,000	400	430	5,880	6,190
15	通過査証	430	90,000	25,000	9	1,010	200	7,000	50	50	690	720
16	再入国の許可の有効期間の延長	1,840	380,000	110,000	37	4,350	880	30,000	175	210	2,940	3,090
17	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,530	320,000	95,000	30	3,620	730	25,000	145	180	2,450	2,580
18	削除											
19	国籍証明	2,700	560,000	165,000	54	6,380	1,290	44,000	260	310	4,310	4,540
20	在留証明	740	150,000	45,000	15	1,740	350	12,000	70	90	1,180	1,240
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	740	150,000	45,000	15	1,740	350	12,000	70	90	1,180	1,240
22	職業証明	1,230	260,000	75,000	24	2,900	580	20,000	120	140	1,960	2,060
23	翻訳証明	2,700	560,000	165,000	54	6,380	1,290	44,000	260	310	4,310	4,540
24	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	2,760	580,000	165,000	55	6,520	1,320	45,000	265	320	4,410	4,640
	ロ. その他のもの	1,040	220,000	65,000	21	2,460	500	17,000	100	120	1,670	1,750
25	遺骨証明	1,530	320,000	95,000	30	3,620	730	25,000	145	180	2,450	2,580
26	原産地証明	2,700	560,000	165,000	54	6,380	1,290	44,000	260	310	4,310	4,540
27	日本品の外国輸入証明	2,330	490,000	140,000	46	5,510	1,110	38,000	225	270	3,730	3,920
28	船内遺留品目録証明	550	120,000	35,000	11	1,300	260	9,000	55	60	880	930
29	航行報告証明	800	170,000	50,000	16	1,880	380	13,000	75	90	1,270	1,340
30	第１９号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,290	270,000	80,000	26	3,040	610	21,000	125	150	2,060	2,160